

1. 臓器移植対策

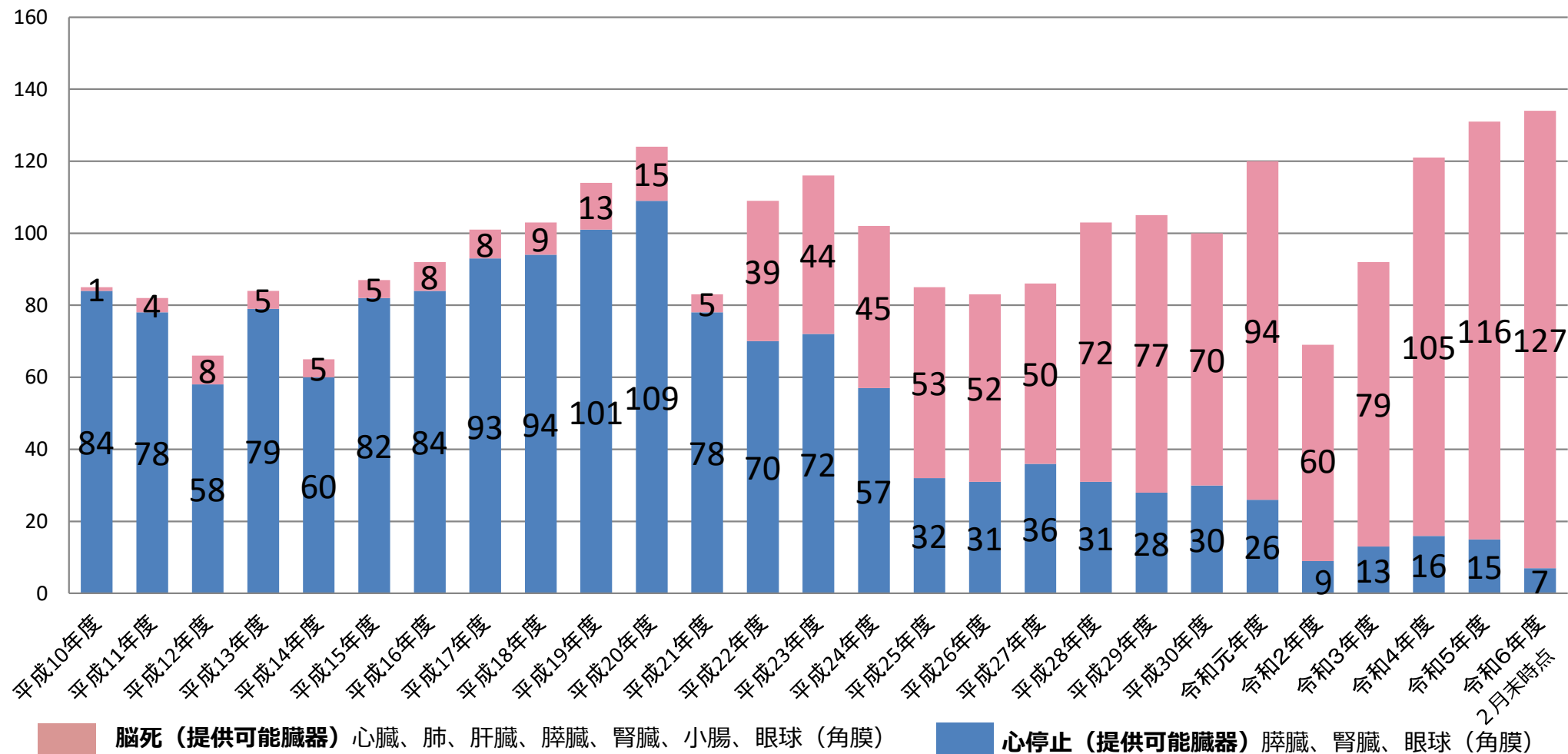
臓器提供状況の推移について

臓器移植対策

令和6年度の脳死下臓器提供数は過去最高となった。

臓器提供者数の推移（令和7年2月末までに脳死下の臓器提供者は1,169名。）

（名）

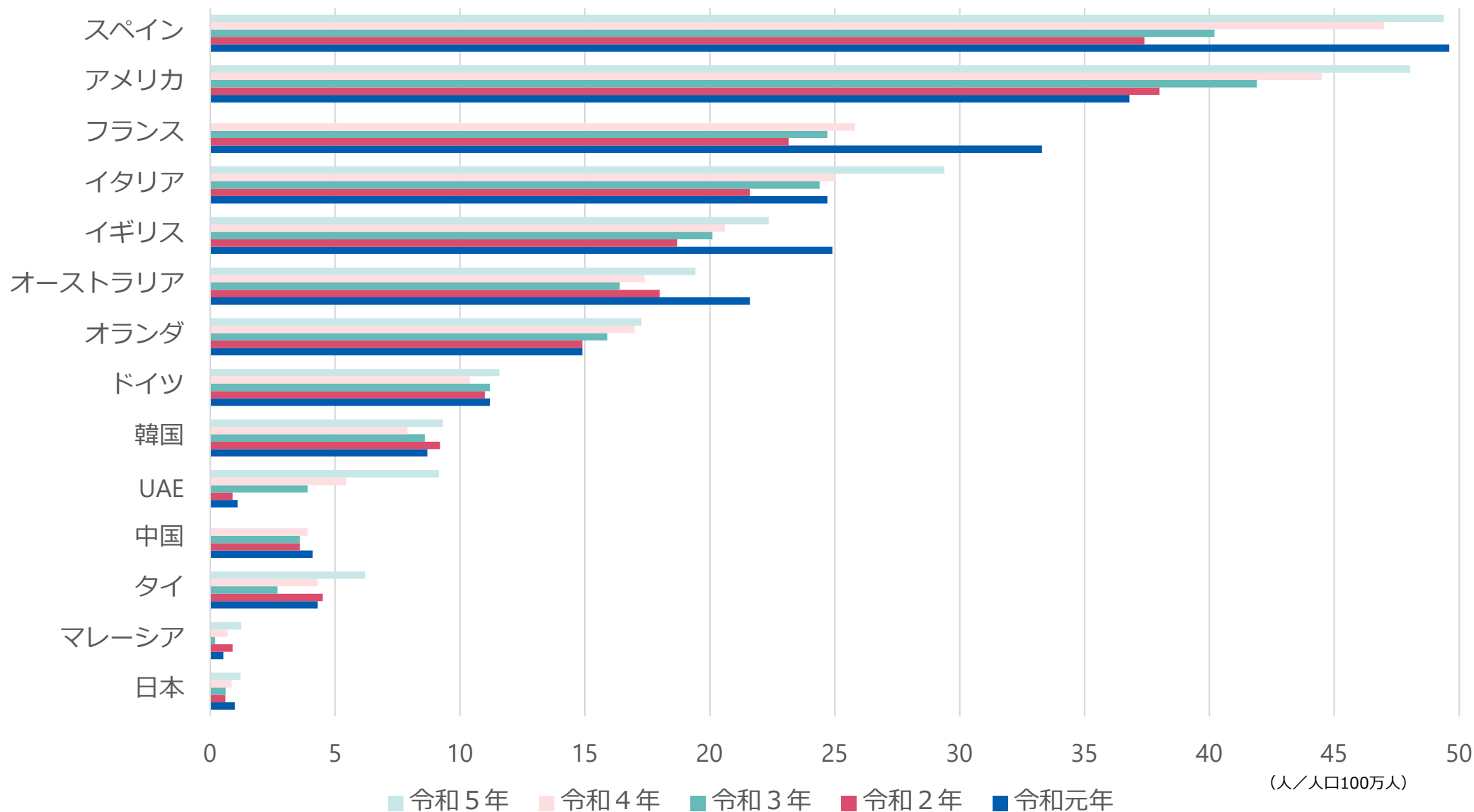


（資料）（公社）日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で加工

各国の人口100万人当たりの臓器提供数

臓器移植対策

日本は欧米や他のアジア諸国と比べ、人口100万人当たりの脳死・心停止ドナー数が少ない。

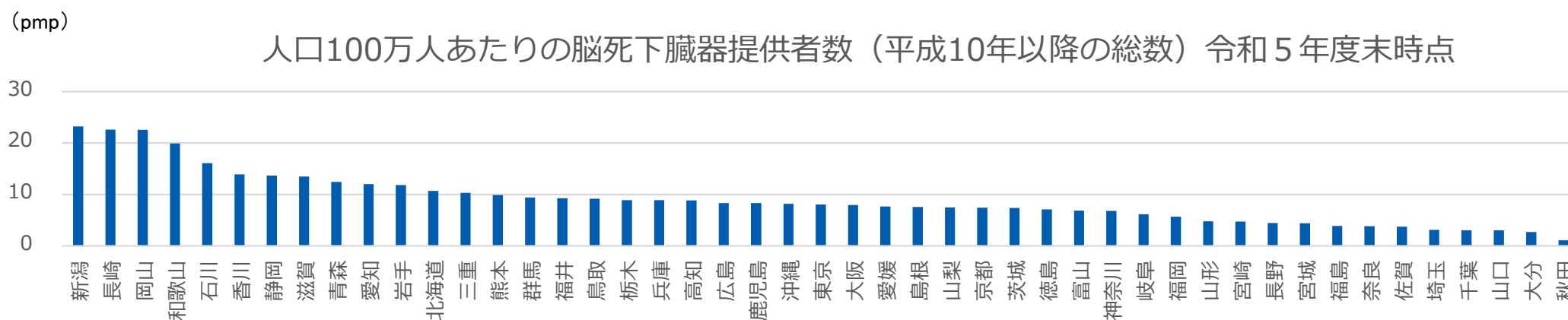
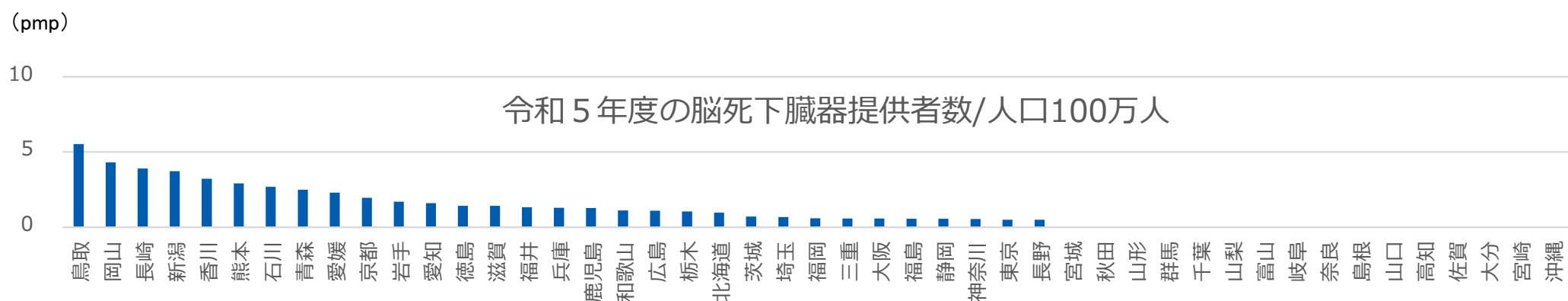
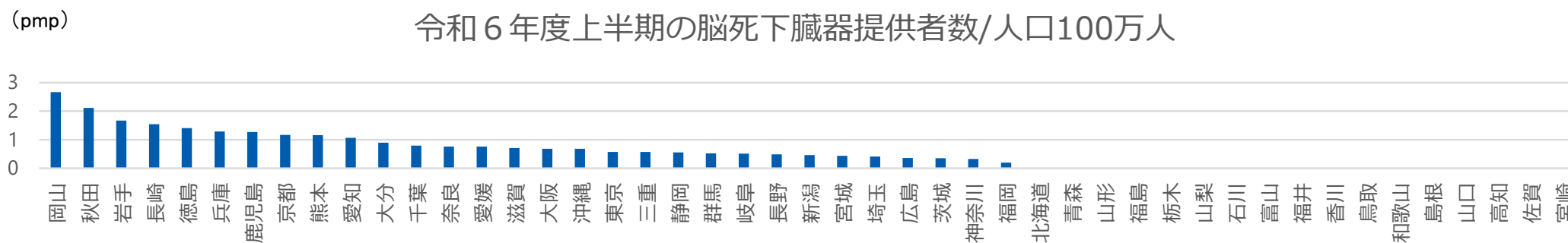


(資料) International Registry of Donation and Transplantation. Global Observatory on Donation and Transplantation の情報を元に
厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で加工

各都道府県の臓器提供

臓器移植対策

「臓器の移植に関する法律」施行後、令和5年度の各都道府県の脳死下臓器提供者数において都道府県間の格差がみられる。

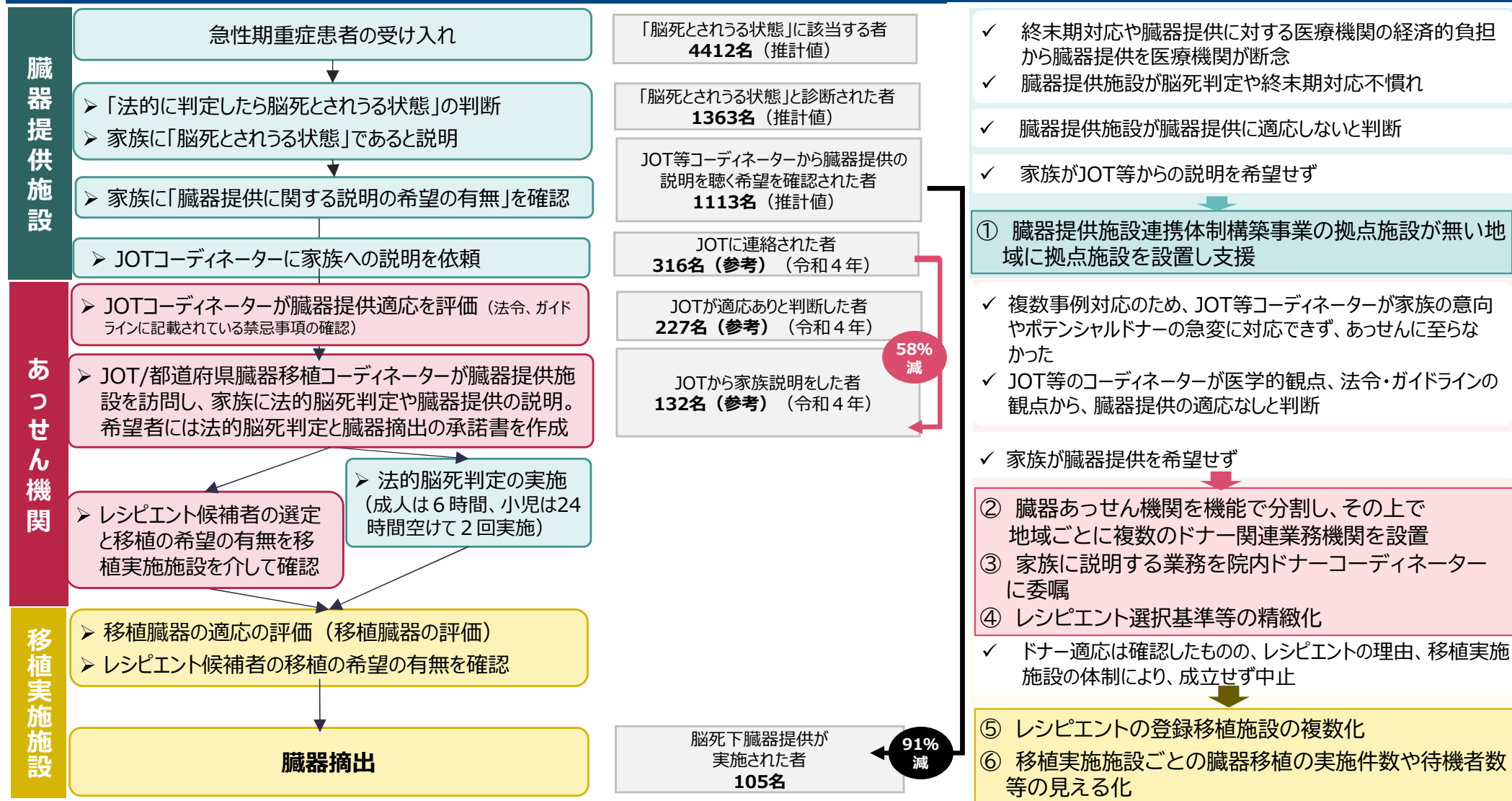


脳死下の臓器摘出にいたるプロセスと課題

臓器移植対策

脳死下の臓器摘出にいたるプロセス

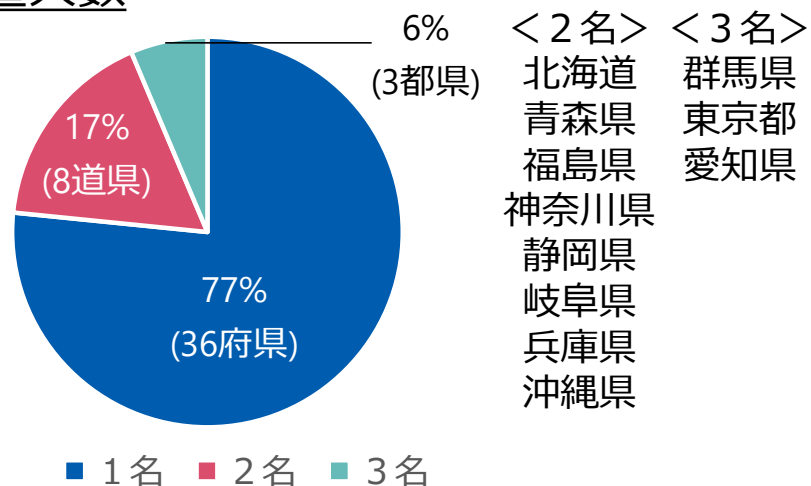
想定される課題と対応策



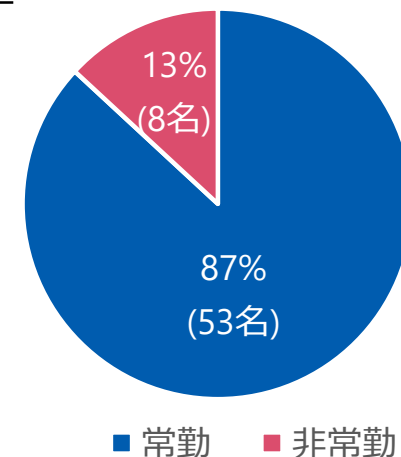
（※）令和5年度厚生労働科学研究費補助金事業「終末期医療から脳死下・心停止後臓器提供に関わる医療の評価に関する研究：横堀将司（日本医科大学）」の結果を用い、5類型施設895施設のうち、回答のあった612施設において、3,017名が「脳死とされうる状態」を経て死亡し、うち「脳死とされうる状態」の診断が実施された患者数は932名、うち、家族に臓器提供に関する情報が提供された患者数は761例であったことから、有効回答率を踏まえ、895施設/(647施設-35施設)を乗じた値を用いた。脳死下臓器提供が実施された者は令和4年度の実績を105名を用いた。

36府県において、都道府県臓器移植コーディネーターは1人のみの設置となっている。

1. 設置人数

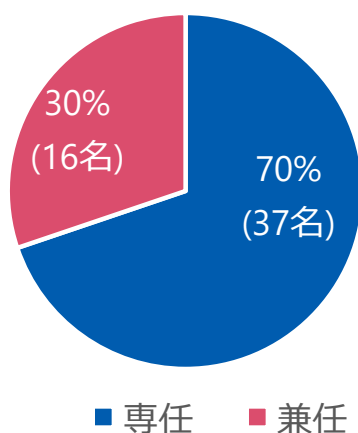


2. 勤務体系①

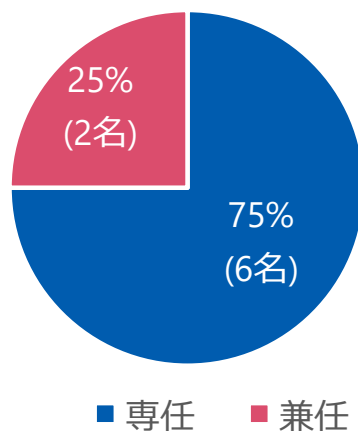


3. 勤務体系②

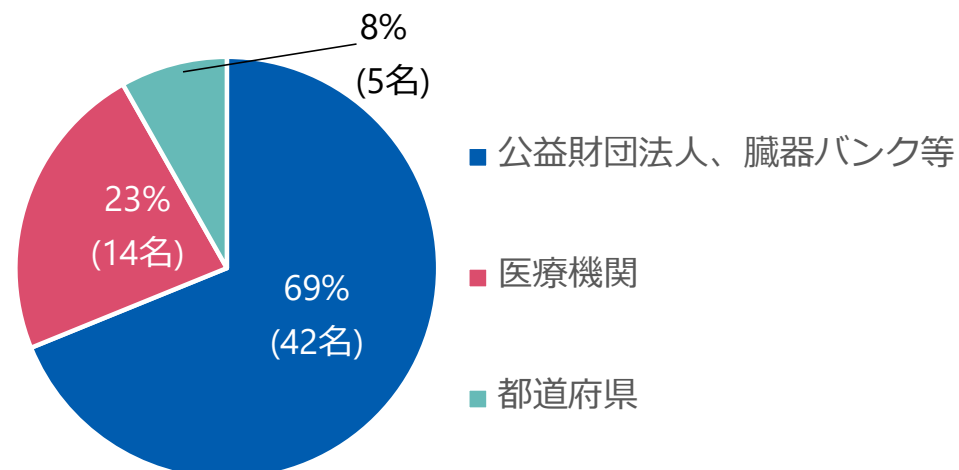
・常勤のうち



・非常勤のうち



4. 所属機関

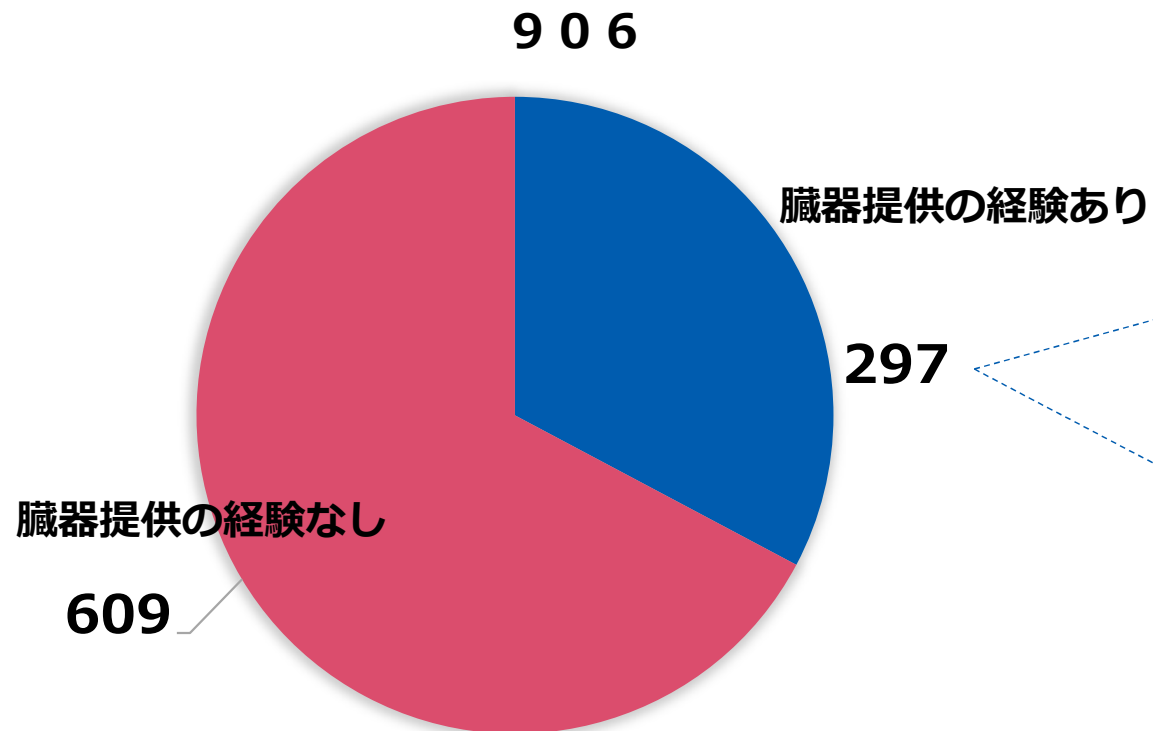


脳死下臓器提供の経験のある施設数及び実施件数

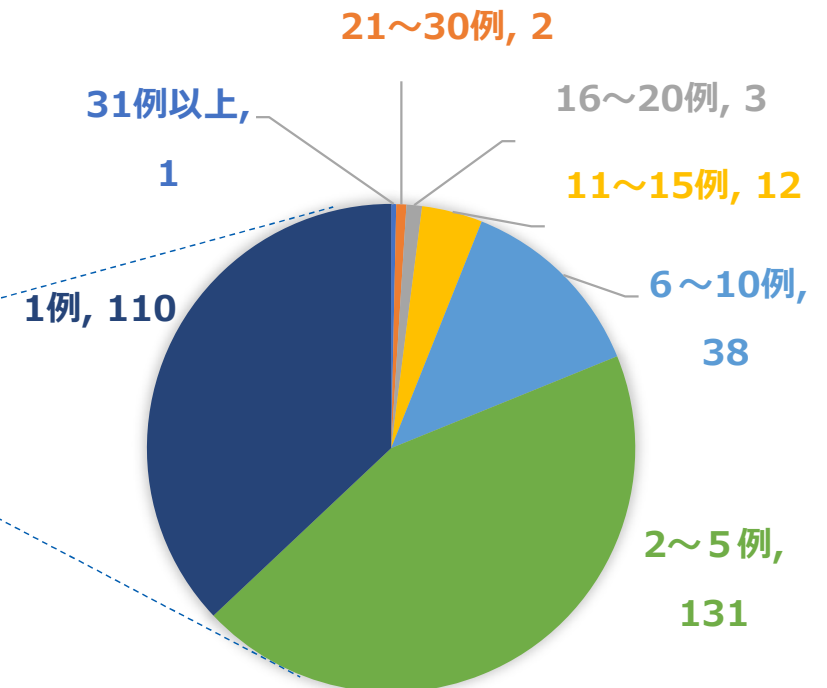
臓器移植対策

令和5年度に脳死下臓器提供が可能な施設は906施設。うち、これまでに脳死下臓器提供の経験がある施設は約300施設で、うち約1／3の施設は経験件数が1例のみとなっている。

令和5年度 脳死下臓器提供が実施可能な施設（※）



臓器提供実施件数（類型）



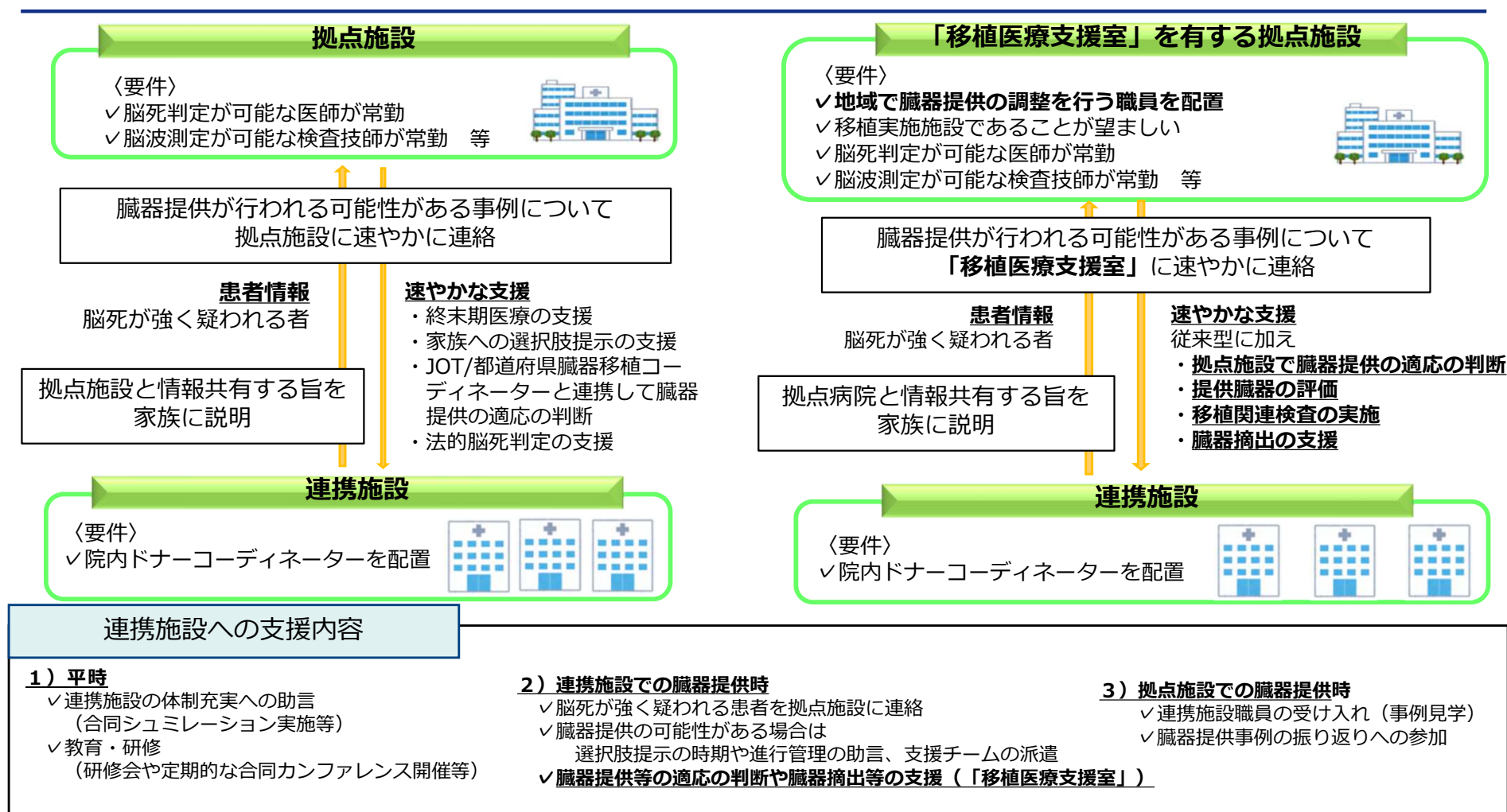
（資料）（公社）日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で加工
（※）

- 大学附属病院
- 日本救急医学会の指導医指定施設
- 日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設
- 救命救急センターとして認定された施設
- 日本小児総合医療施設協議会の会員施設

臓器提供施設連携体制構築事業 令和7年度予算案 2.7億円（令和6年度：2.6億円）

脳死下・心停止後臓器提供の経験が豊富な施設から経験が少ない施設等に対し、臓器提供のノウハウを助言するとともに、臓器提供事例発生時に人材派遣等の支援を行う。本事業について、令和6年度までは公益社団法人日本臓器移植ネットワークを介して、各拠点施設に対して国庫補助を実施していたが、令和7年度より、厚生労働省から各拠点施設に対する直接補助事業として実施することを予定している。

実施内容

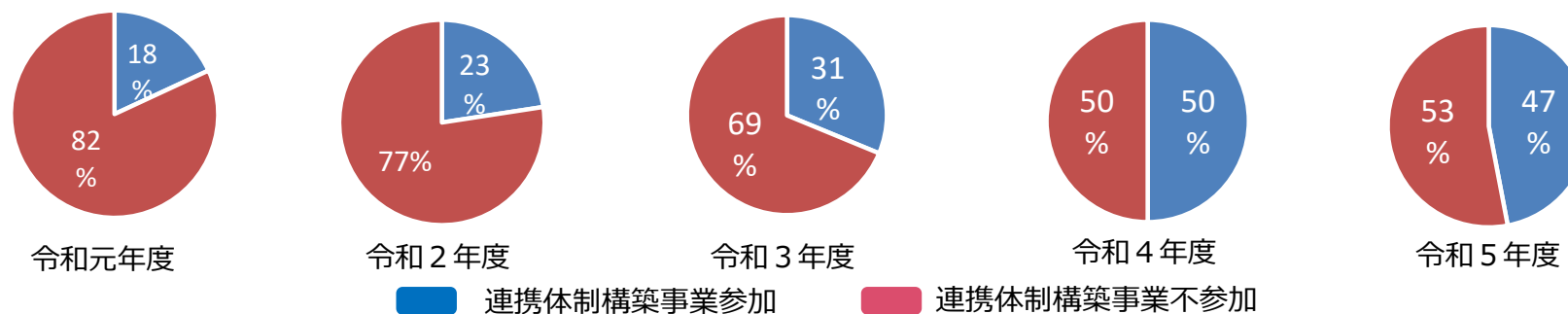


臓器提供施設連携体制構築事業参画施設における臓器提供の現状

臓器移植対策

拠点施設、連携施設への参加数はいずれも増加傾向にあり、令和5年度の脳死下臓器提供者数の約半数が本事業に参加している施設からの提供事例である。

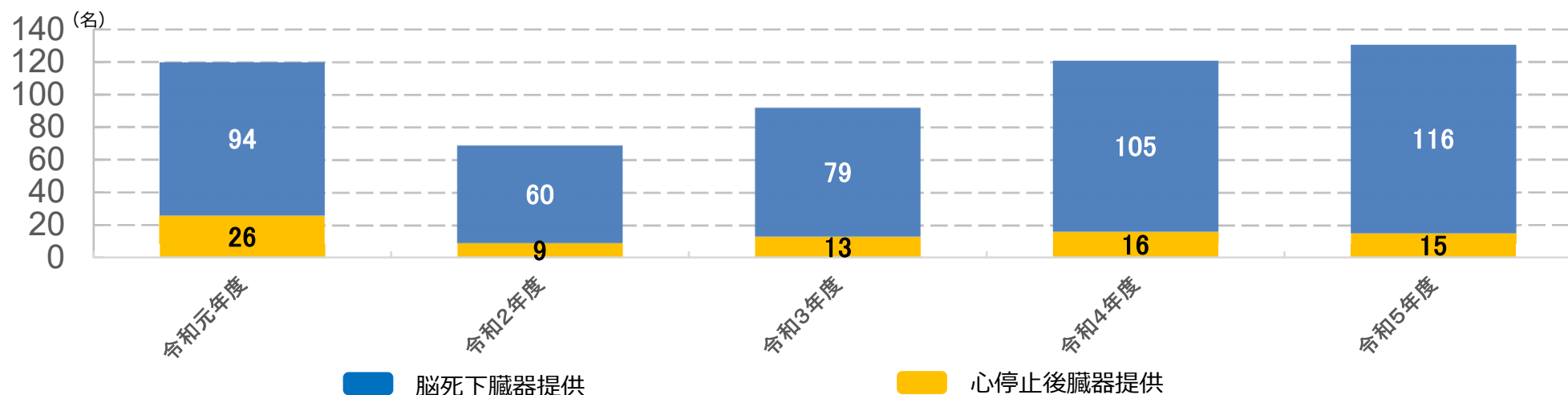
脳死下臓器提供事例のうち、臓器提供施設連携体制構築事業に参加している施設からの提供の割合



臓器提供施設連携体制構築事業参加施設数

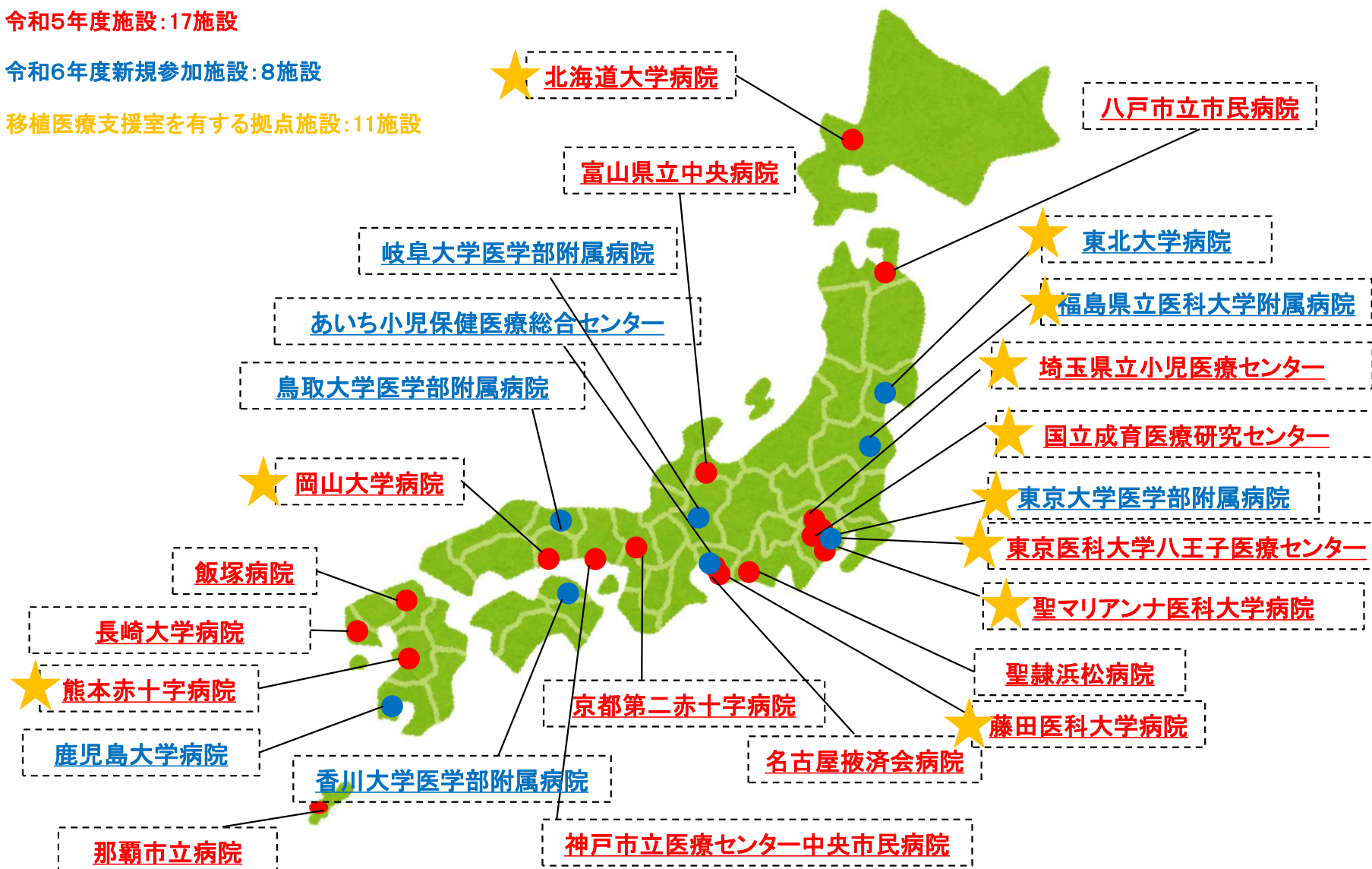
8拠点施設	10拠点施設	12拠点施設	14拠点施設	17拠点施設
84連携施設	64連携施設	92連携施設	115連携施設	146連携施設

臓器提供者数の推移



令和6年度 連携体制構築事業 拠点施設 25施設

- 令和5年度施設:17施設
- 令和6年度新規参加施設:8施設
- ★ 移植医療支援室を有する拠点施設:11施設



(1) 年間を通じた取組

臓器提供の意思表示について考えるきっかけとして、
次のような取組を実施。

- 中学生向けの啓発のためのパンフレットの作成、配布
- 免許センターでの意思表示に関する動画の上映
- 運転免許証やマイナンバーカード等を交付する際にリーフレットを配布



中学生向けパンフレット



リーフレット

(2) 臓器移植普及推進月間（毎年10月）の取組

○「グリーンリボンキャンペーン」の実施

- ・全国各地の著明なランドマーク・建物をグリーンに
ライトアップ（令和6年度は全都道府県の259箇所にて実施）
- ・東京メトロの協力による地下鉄駅構内のポスター掲示
（令和6年10月14日(月)～20日(日)）

○臓器移植推進国民大会の開催

- ・令和6年度は10月20日（日）に鳥取県で開催
- ・令和7年度は10月26日（日）に大阪府で開催予定



(3) 臓器移植に関する教育の展開

- 授業実例集の作成：各学校や各教諭が行っている授業の実例集、またその活用法についての解説書を作成
- 研究会・セミナーの開催：事例集等の学校での活用法に関するセミナーを定期的開催

各都道府県の普及啓発実施状況

臓器移植対策

① 運転免許センターにおける普及啓発

公益社団法人日本臓器移植ネットワークから各都道府県警察に対し、運転免許証の意思表示欄の認知のためのリーフレット等の配布を依頼。



「私も、します。免許証の裏面に意思表示。」
B2ポスター

各都道府県の運転免許証交付数に対するリーフレットの発注割合

免許証用リーフレット

都道府県	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	都道府県	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北海道	38%	36%	44%	31%	滋賀	7%	5%	3%	3%
青森	106%	68%	142%	101%	京都	88%	87%	125%	87%
岩手	14%	113%	165%	117%	大阪	11%	13%	18%	13%
宮城	1%	1%	1%	1%	兵庫	4%	2%	4%	3%
秋田	36%	19%	57%	39%	奈良	18%	138%	103%	68%
山形	77%	58%	80%	53%	和歌山	59%	63%	100%	63%
福島	44%	41%	61%	42%	鳥取	3%	37%	16%	11%
茨城	87%	74%	103%	70%	島根	1%	1%	0%	0%
栃木	20%	0%	0%	0%	岡山	62%	74%	108%	71%
群馬	16%	16%	24%	16%	広島	58%	50%	99%	68%
埼玉	111%	38%	42%	29%	山口	104%	64%	76%	49%
千葉	1%	1%	2%	1%	徳島	66%	48%	74%	48%
東京	10%	9%	2%	41%	香川	41%	29%	164%	103%
神奈川	6%	5%	8%	6%	愛媛	0%	45%	78%	36%
新潟	0%	0%	1%	1%	高知	85%	0%	133%	46%
山梨	0%	0%	4%	6%	福岡	99%	98%	0%	64%
長野	3%	16%	147%	78%	佐賀	81%	28%	102%	66%
富山	0%	3%	14%	3%	長崎	0%	29%	43%	29%
石川	56%	82%	9%	96%	熊本	10%	10%	30%	20%
福井	4%	7%	117%	9%	大分	30%	0%	0%	0%
岐阜	0%	1%	0%	0%	宮崎	1%	1%	2%	1%
静岡	0%	1%	1%	1%	鹿児島	44%	47%	100%	47%
愛知	0%	0.5%	1%	1%	沖縄	1%	0%	11%	8%
三重	47%	49%	73%	51%					

令和7年1月末時点

(資料) (公社) 日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で加工

各都道府県の普及啓発実施状況

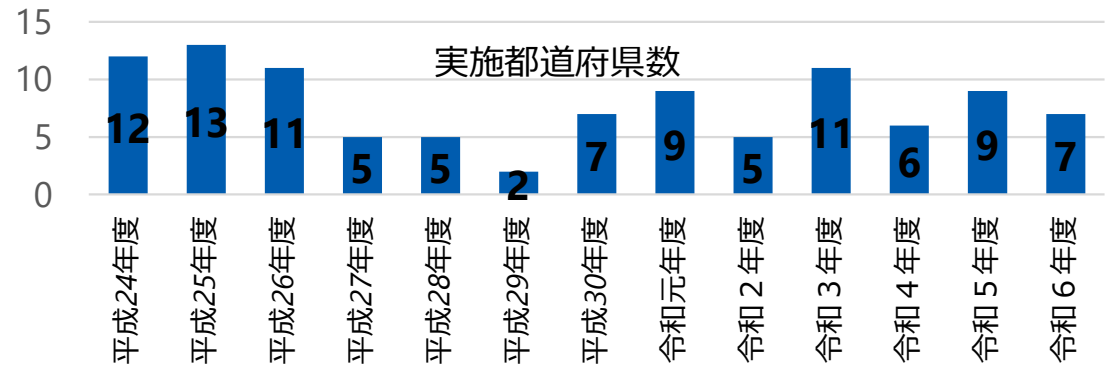
臓器移植対策

② 薬局における普及啓発の取り組み等

(公社)日本臓器移植ネットワークから(公社)日本薬剤師会に対し、以下の取組を依頼。

1. 薬局等における臓器移植普及に関するポスター等の掲示
2. 各都道府県薬剤師会での研修会・勉強会への講師の派遣に関する周知
3. 「薬と健康の週間」での普及啓発
(10/16 グリーンリボンデー → 10/17～23 薬と健康の週間)

(都道府県数)



都道府県	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	直近の 実施店舗数	都道府県	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	直近の 実施店舗数
北海道	○								○	○			2,153	滋賀				○			○		○				525
青森		○											582	京都													11
岩手		○											548	大阪													3,800
宮城				○									993	兵庫				○					○				2,347
秋田		○				○					○	○	485	奈良						○							520
山形		○					○						538	和歌山	○												443
福島									○			○	786	鳥取											○		267
茨城	○								○				1,030	島根							○	○			○		324
栃木	○										○		756	岡山		○										○	801
群馬			○										761	広島	○					○							1,650
埼玉	○												1,884	山口		○				○							776
千葉							○			○			2,095	徳島			○					○					385
東京			○		○	○	○	○	○	○	○		4,740	香川									○				522
神奈川	○										○		2,500	愛媛		○					○				○	○	609
新潟				○									1,081	高知							○				○	○	381
山梨			○				○		○				348	福岡	○												2,348
長野			○						○ (一部)				45	佐賀					○	○	○	○	○	○	○		501
富山		○											391	長崎				○									715
石川		○											414	熊本													797
福井	○							○					301	大分	○								○	○		○	580
岐阜		○				○							1,026	宮崎	○								○			○	551
静岡		○											1,522	鹿児島											○		842
愛知													2,686	沖縄	○												601
三重	○												710	合計	13	11	5	5	2	7	9	5	11	6	9	7	

○：薬局での普及啓発活動を実施

空欄：未実施

令和6年12月末時点

(資料) (公社)日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で加工

③ 行政が主催するイベントにおける普及啓発

毎年4月頃、（公社）日本臓器移植ネットワークから各都道府県衛生主管部（局）宛てに各年度で使用する資材の申込を依頼。併せて、当該資材を成人式等、行政が主催するイベントにて配布することを依頼。

各都道府県の成人式での資材の配布実施状況

都道府県	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	都道府県	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北海道	○	○	○	○	滋賀	○	○	○	○
青森	○	○	○	○	京都	○	○	○	○
岩手	○	○	○	○	大阪	○	○	○	○
宮城	○	○	○	○	兵庫	○	○	○	○
秋田	○			○	奈良	○	○	○	○
山形	○	○	○	○	和歌山	○	○	○	○
福島	○	○	○	○	鳥取	○	○	○	○
茨城			○		島根	○	○	○	○
栃木	○	○	○	○	岡山	○	○	○	○
群馬	○	○	○	○	広島	○	○	○	○
埼玉	○	○	○	○	山口	○	○	○	○
千葉	○	○	○	○	徳島	○	○	○	○
東京	○	○	○	○	香川	○	○	○	○
神奈川			○	○	愛媛	○	○	○	○
新潟	○	○	○	○	高知	○	○	○	○
山梨	○	○	○	○	福岡	○	○	○	○
長野	○	○	○	○	佐賀	○	○	○	○
富山		○	○	○	長崎	○	○	○	○
石川	○	○	○	○	熊本	○	○	○	○
福井	○	○	○		大分	○	○	○	○
岐阜	○	○	○	○	宮崎	○	○	○	○
静岡	○	○	○	○	鹿児島	○	○	○	○
愛知	○	○	○	○	沖縄				
三重	○	○	○	○					

○：成人式での資材配布を実施

空欄：未実施

令和7年1月末時点

ここまで紹介した臓器移植施策に関する各種事業の問い合わせ先は以下のとおり。

■臓器提供施設連携体制構築事業について

- ・厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

移植医療対策推進室 臓器移植係

TEL 03-3595-2256

■中学生向けパンフレットについて

- ・厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

移植医療対策推進室 臓器移植係

TEL 03-3595-2256

■その他普及啓発啓発用資材、グリーンリボンキャンペーン、 中学校等への講師の派遣について

- ・（公社）日本臓器移植ネットワーク 広報・啓発事業部

TEL : 03-5446-8802



グリーンリボンキャンペーンの天使 ハーティ
(着ぐるみも公益社団法人日本臓器移植ネットワークにて貸し出し中)

2. 造血幹細胞移植対策

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）

※議員立法

法目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定めるとともに、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血供給事業について必要な規制及び助成を行うこと等により、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資すること（第1条）。

概要

（1）基本理念（第3条）

- ①造血幹細胞移植を受ける機会の確保、②造血幹細胞提供の任意性の担保、③機会の公平性、④造血幹細胞提供の安全性の確保、⑤末梢血幹細胞を提供する者の健康の保護、⑥臍帯血提供の安全性等の確保

（2）国及び地方公共団体の責務（第4条・第5条）、造血幹細胞提供関係事業者等の責務（第6条）、医療関係者の責務（第7条）

- ・国及び地方公共団体：移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の策定及び実施
- ・造血幹細胞提供関係事業者：移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進への積極的な寄与
- ・医療関係者：国及び地方公共団体が講ずる移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策への協力

（3）基本方針（第9条）

- ①基本的な方向、②目標その他移植に用いる造血幹細胞の提供の促進に関する事項、③安全性の確保、④提供の推進

（4）移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のための施策に関する事項（第10条～第16条）

- ①国民の理解の増進、②情報の一体的な提供、提供者等の健康等の状況の把握及び分析のための取組の支援、③造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業運営の確保、④研究開発の促進、⑤国際協力の推進

（5）骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業、臍帯血供給事業（第17条～第43条）

- ・骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業を行おうとする者（骨髄バンク）及び臍帯血供給事業を行おうとする者（公的さい帯血バンク）は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- ・国は骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対し、事業に要する費用の一部を補助できる。
- ・公的さい帯血バンク事業者が移植に用いる臍帯血の採取・保存・引渡し等の各業務を行うこと及び造血幹細胞移植用として人の臍帯血を取引することの禁止（平成30年一部改正）

（6）造血幹細胞提供支援機関（第44条～第52条）

厚生労働大臣は、全国を通じて一個に限り、支援機関を指定することができる。 ※現在は日本赤十字社を指定

施行期日等

公布：平成24年9月12日、施行：平成26年1月1日、一部改正公布：平成30年12月14日、施行：平成31年3月14日

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する国民の理解の増進

骨髄バンク推進月間（毎年10月）

■趣旨

広く国民に対して骨髄移植等に対する深い関心と理解を得るとともに、一人でも多くの国民がドナー登録につながるよう、期間中、骨髄等移植対策の推進のための広報・啓発活動など種々の取組を集中的に実施している。

■実施期間

毎年10月1日から同月31日までの1か月間

政府広報を活用した普及啓発

政府広報オンライン

「あなたのドナー登録を待っている人がいます命をつなぐ骨髄バンク」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/6.html>

「霞が関情報チェック～命をつなぐ 骨髄バンク」（動画）

<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg26325.html>

「骨髄バンクへのドナー登録をお願いします」（動画）

<https://www.gov-online.go.jp/useful/202409/video-288558.html>

「「臍帯血（さいたいけつ）」は、赤ちゃんからの贈り物。臍帯血移植とは？」

<https://www.gov-online.go.jp/article/202412/entry-6796.html>

関係機関における普及啓発

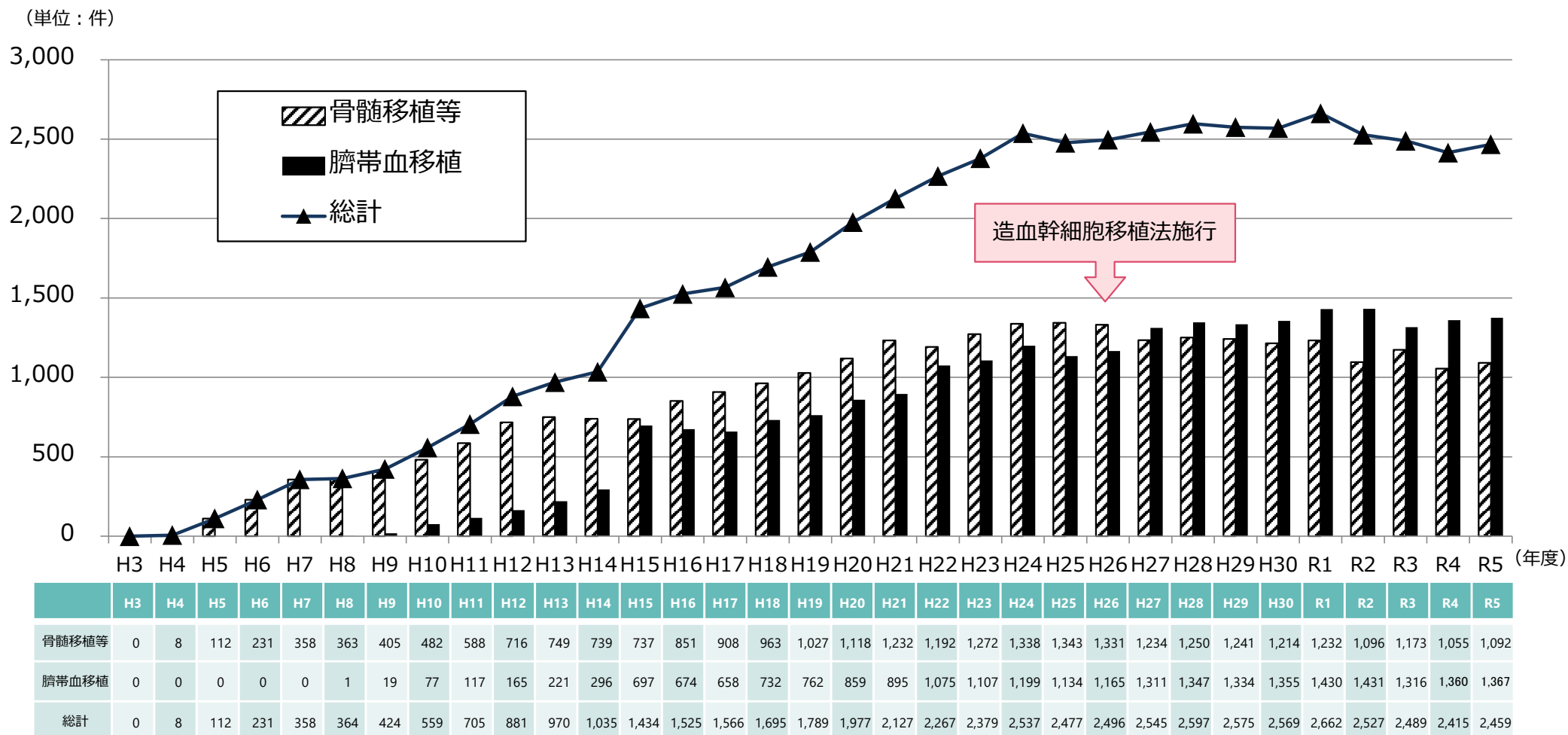
- ポスター、パンフレット等の普及啓発グッズの作成及び配布
- 動画作成、SNSを活用した広報
- ACジャパンを活用した広告キャンペーン
- 造血幹細胞移植情報サービス（骨髄バンク・さい帯血バンクポータルサイト）における情報提供 など

各種パンフレット（一例）



造血幹細胞移植実績の推移（非血縁者間）

- ・造血幹細胞移植件数は、近年ほぼ横ばいであったが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり減少がみられた。
- ・平成27年度以降、臍帯血移植が骨髄・末梢血幹細胞移植を上回っている。



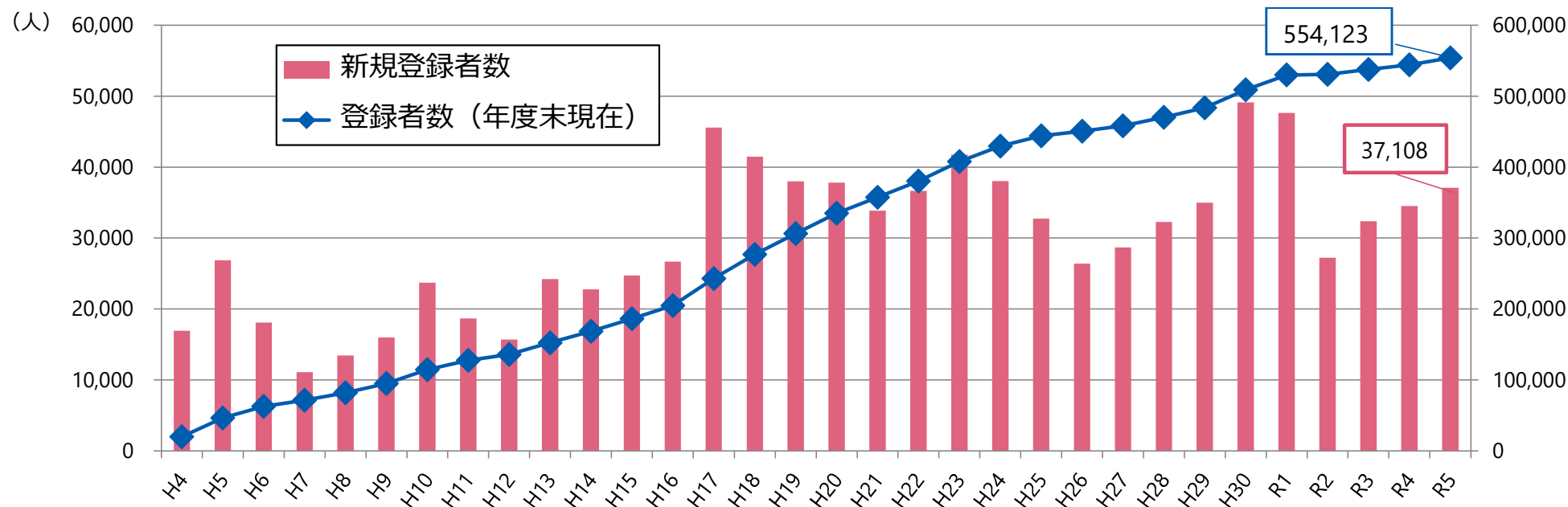
※骨髄移植等とは、骨髄移植と末梢血幹細胞移植をいう。

※末梢血幹細胞移植は平成22年10月より導入されており、令和6年3月末までに2,117例が実施されている。

(資料) 日本赤十字社及び(公財)日本骨髄バンクが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

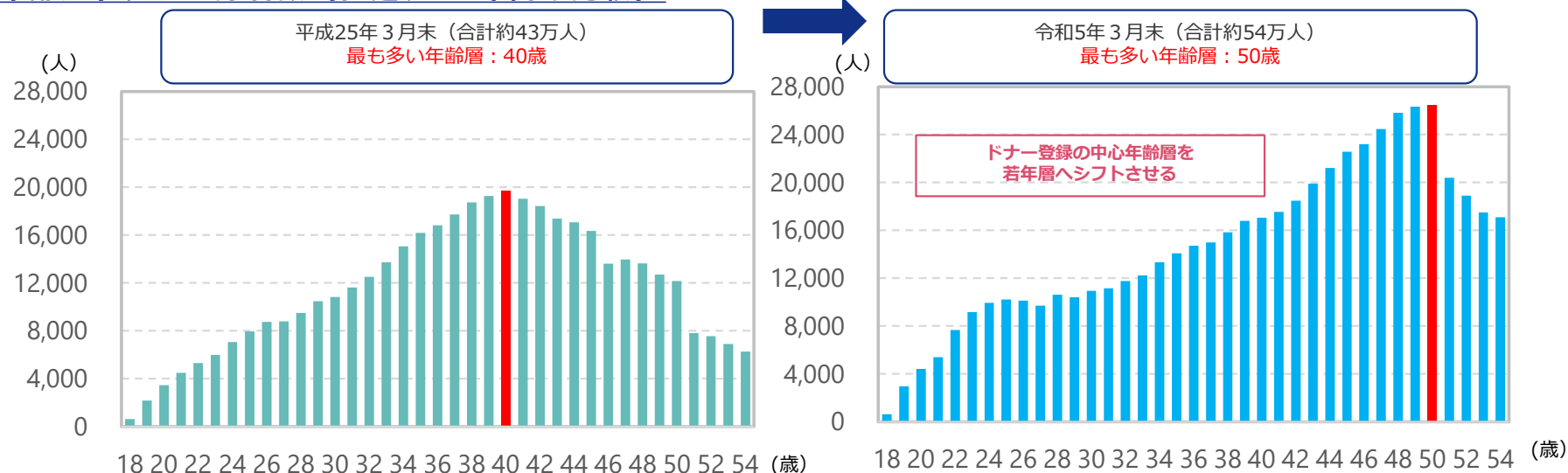
(各年度末現在)

骨髄バンクドナー登録者の推移



（資料）日本赤十字社及び(公財)日本骨髄バンクが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

年齢別ドナー登録者数（直近、10年間の比較）



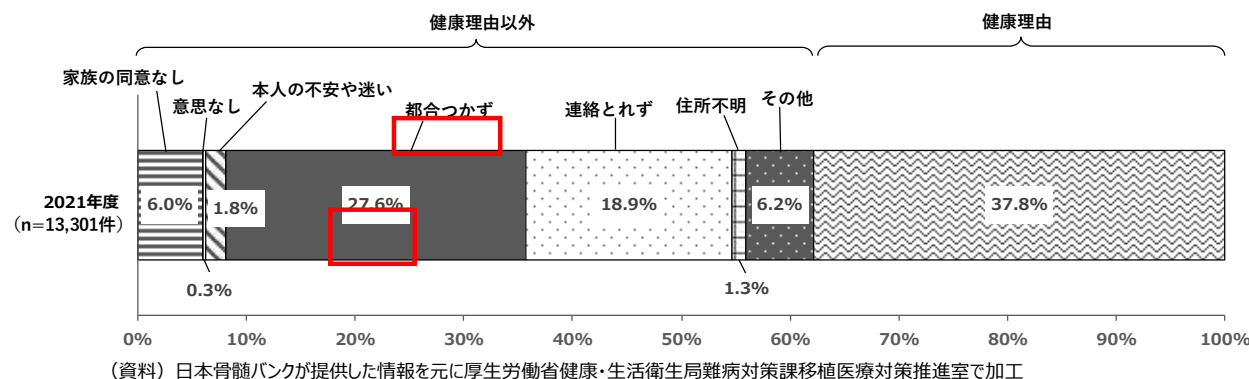
（資料）日本赤十字社が提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

ドナー休暇制度の導入促進

現状・課題

- 骨髄バンクのドナー登録者が実際にドナー候補となり骨髄等を提供する際には、検査や幹細胞採取等のために数日間の通院・入院が必要となる。働いている方がドナー候補になるには数日間の休暇を取得しなければならない。
- ドナー候補として選ばれても、仕事の都合等を理由にコーディネート进行を辞退する方が、全体の約3割程度存在している。

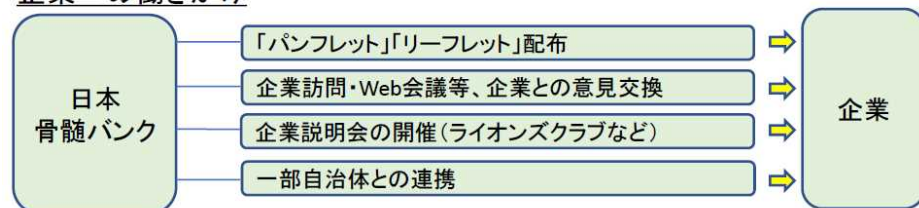
初期行程におけるドナー側のコーディネート終了理由



対策

- ドナー登録者が骨髄等を提供しやすい環境整備の一環として、日本骨髄バンクにおいて、ドナー休暇制度導入に係る企業向けパンフレット等を作成するとともに専門職員を配置し、ドナーとなるために必要な休暇を特別休暇として規定すること（ドナー休暇制度）を企業に働きかけ、また、必要に応じて直接導入支援を行う取組等を行っている（令和元年度より予算措置）。
- 令和2年度より、経済産業省及び東京証券取引所が行う「健康経営銘柄」の選定にあたり実施されている「健康経営度調査」の中の特別休暇制度の一つに「骨髄等移植のドナー休暇制度」が追加された。健康経営の指標の中に位置づけることで、企業に対しドナー休暇制度導入の動機付けを図っている。

企業への働きかけ



導入支援パンフレット等



導入企業掲出POP



ドナー休暇制度導入企業数 ※日本骨髄バンクが把握している数

平成30年3月末	346
平成31年3月末	358
令和3年3月末	697
令和4年3月末	715
令和5年3月末	743
令和6年3月末	823

「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置について

- 地域における骨髄バンク事業の推進等を目的とした会議体として、日本骨髄バンクから各自治体に対し「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置をお願いしているところ。

（参考）移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針（平成26年厚生労働省告示第七号）（抄）

第四 その他移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し必要な事項

一 関係者の連携

国、地方公共団体、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者、臍帯血供給事業者、造血幹細胞提供支援機関及び医療関係者は、
場合に応じてボランティア等の協力も得つつ、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、相互に連携を図りながら協力する。

- 骨髄バンク推進連絡協議会を設置している自治体は、全国で33道府県（令和6年7月現在※日本骨髄バンク調べ）。
- 引き続き、関係者間の連携強化のため、未設置の自治体は協議会の早期設置、設置済みの自治体は定期的な開催により、関係者間の相互理解の増進、ドナー登録会の円滑な開催及び効果的な普及啓発をお願いしている。

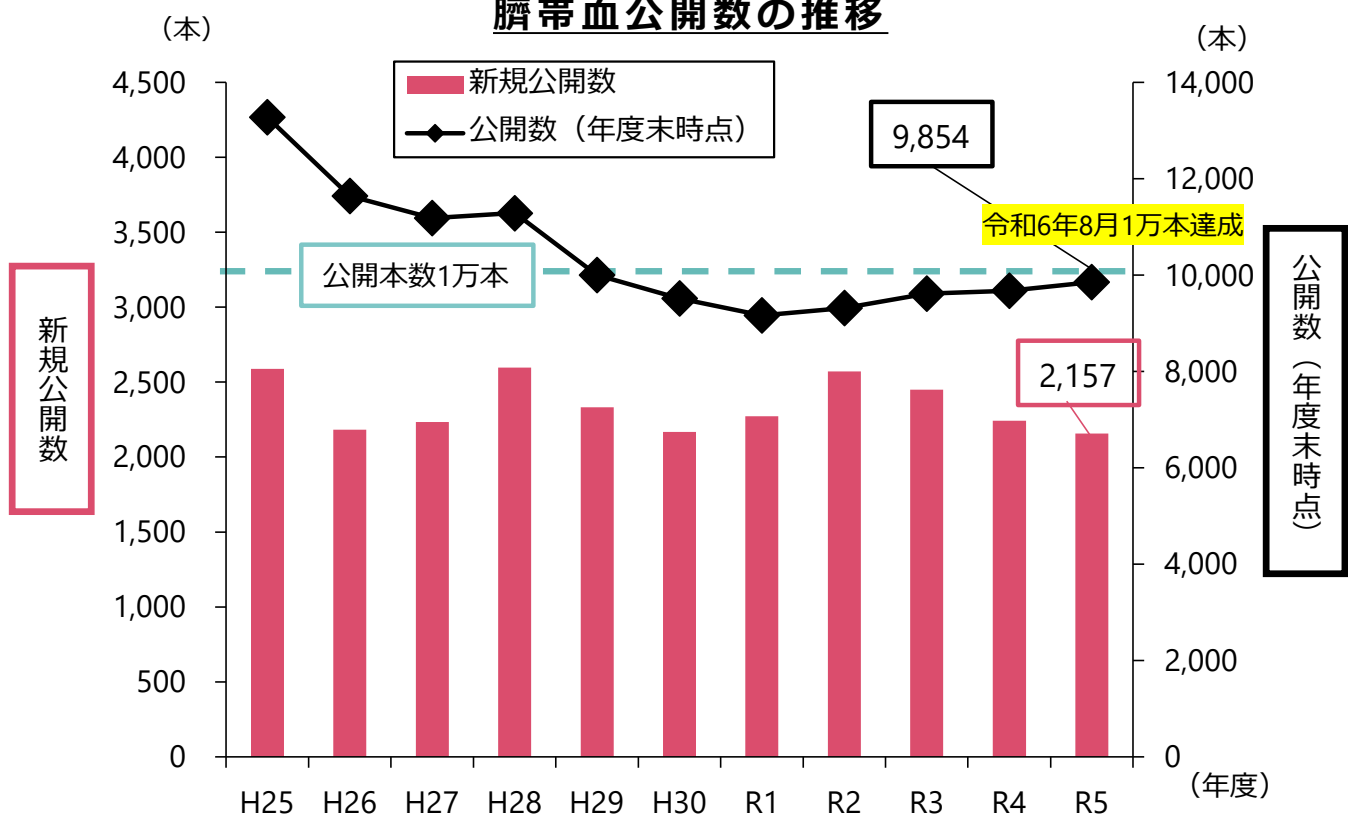
都道府県	設置状況	都道府県	設置状況	都道府県	設置状況	都道府県	設置状況	都道府県	設置状況
北海道	○	埼玉県	○	岐阜県	○	鳥取県	○	佐賀県	－
青森県	－	千葉県	○	静岡県	○	島根県	○	長崎県	－
岩手県	○	東京都	－	愛知県	○	岡山県	○	熊本県	－
宮城県	－	神奈川県	○	三重県	○	広島県	○	大分県	○
秋田県	－	新潟県	○	滋賀県	○	山口県	○	宮崎県	○
山形県	○	富山県	○	京都府	○	徳島県	○	鹿児島県	－
福島県	×	石川県	○	大阪府	○	香川県	○	沖縄県	－
茨城県	×	福井県	－	兵庫県	○	愛媛県	○	「○」：設置済み 「－」：未設置 「△」：確認出来ず	
栃木県	○	山梨県	－	奈良県	○	高知県	○		
群馬県	○	長野県	○	和歌山県	－	福岡県	○		

※一部自治体においては骨髄バンク対策だけでなく移植医療対策として実施しているため、「骨髄バンク推進連絡協議会」という名称を用いず推進を実施している

臍帯血公開数の推移

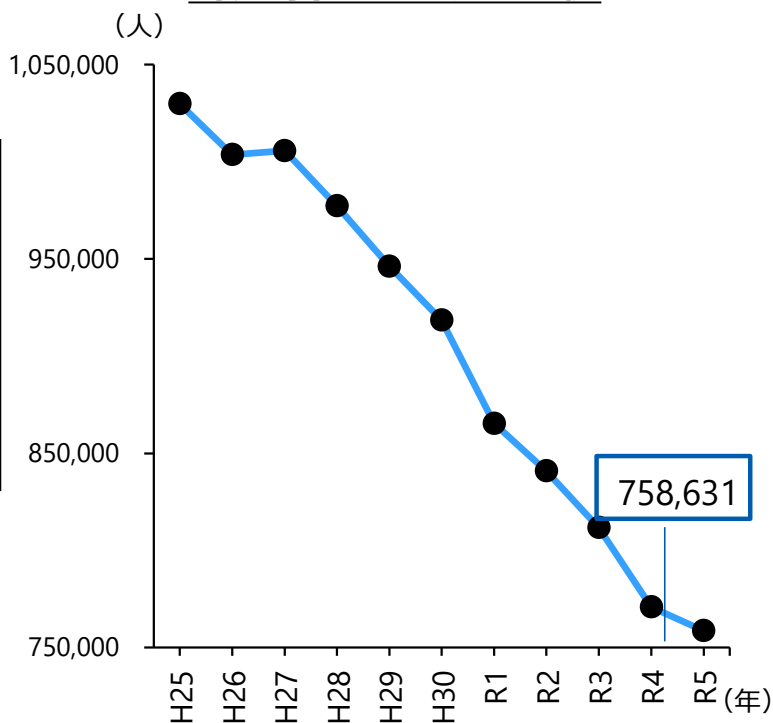
- 臍帯血公開数は、ここ数年横ばい傾向にある。
- HLA-A, B, DRの6抗原中5抗原以上一致する臍帯血が95%以上の患者で得られるためには、約1万本の臍帯血が必要である。

臍帯血公開数の推移



(資料) 日本赤十字社が提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

(参考) 出生数の推移



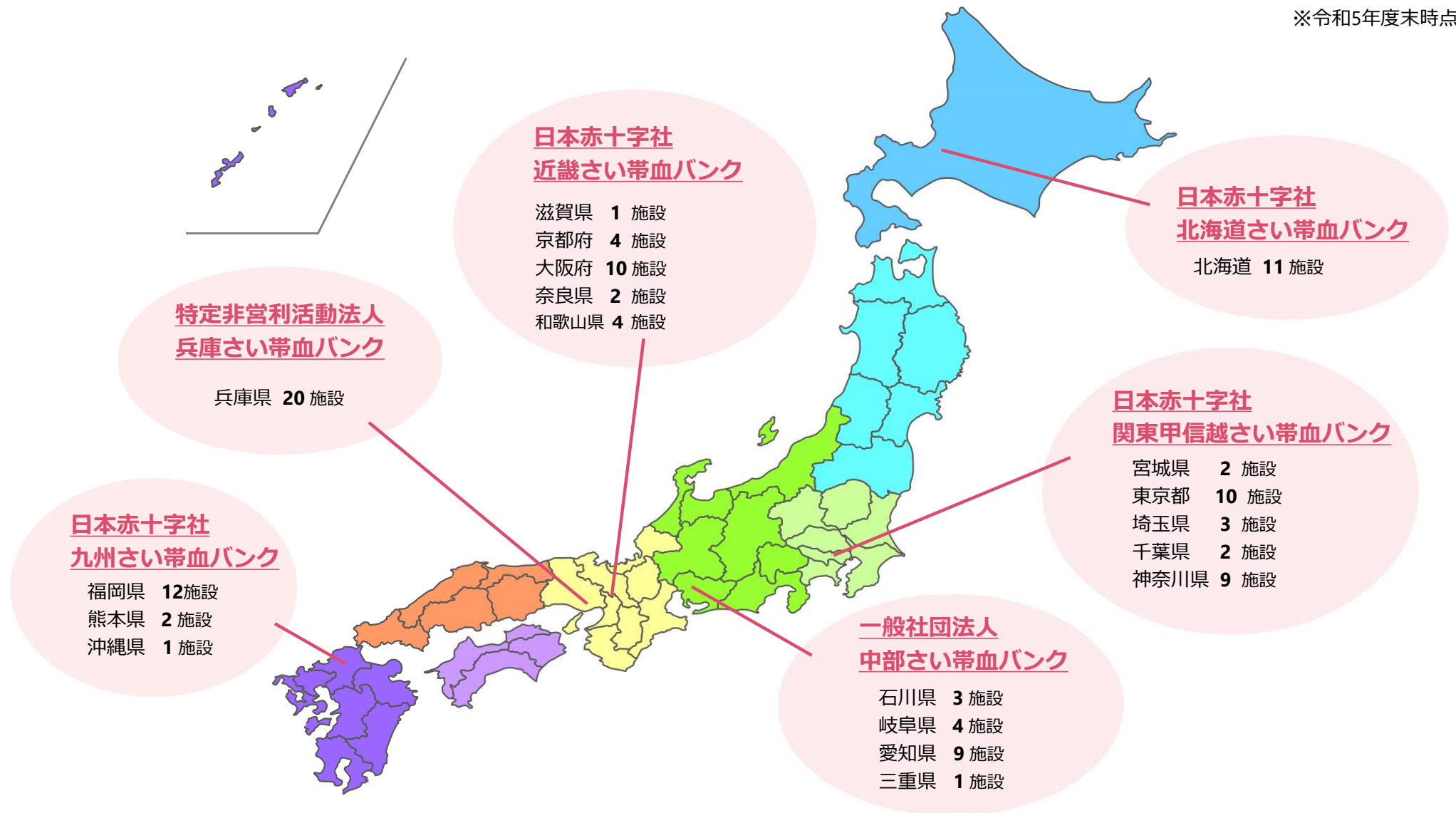
(出典：厚生労働省「人口動態統計（令和5年12月速報値）より

さい帯血バンクの現状

さい帯血バンク 全国6バンク

臍帯血採取施設（さい帯血バンクと提携している産科施設） 全国110施設

※令和5年度末時点



（資料）日本赤十字社「造血幹細胞移植情報サービス」及び各臍帯血バンクHPの情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工